

VIONE 膣ケア認定サロンにおける 衛生管理基準



一般社団法人 日本膣ケア協会
Japan Vaginal Care Association

VIENE壁ケア認定サロンにおける衛生管理基準

第1 目的

本基準は一般社団法人日本壁ケア協会（以下、当協会）が定める自主基準であり、VIENE壁ケア認定サロンにおける施設、設備、器具等の衛生管理に関する指針を定め、衛生管理責任者が適正な環境を維持・管理するための事項を提示するとともに、サロン従事者への啓発活動を通して、国民の健康を守る安全で安心な壁ケアサービスの普及と、公衆衛生の向上に資することを目的とする。

第2 定義

本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- 「認定サロン」とは、当協会が推奨する壁ケアを行うため、当協会が指定する所定の機械、器具、用具、用品を購入し、その扱い方と技術講習を受け、当協会が行う検定に合格した施設をいう。
- 「衛生管理責任者」とは、認定サロンが施設ごとに定めた衛生管理に関する責任者であり、従業者の健康管理、衛生管理業務の遂行、点検管理等を行う者をいう。

第3 施設および設備

- 施設は、隔壁等により区分されていること。

ただし、建物構造上により隔壁等によって区分することのできない百貨店を含む商業施設等（以下、商業施設等という）の場合においては、仕切り・リースライン区画等により区分すること。

- 施設は、ねずみおよび害虫類の侵入を防止できる構造であること。

- 壁ケアサービスを提供するスペース（以下、作業場という）は、作業および衛生保持に支障をきたさない程度の十分な広さを有し、休憩室等の作業に直接関係ない場所と区分されていること。

- 作業場内は、採光、照明、換気が十分行える構造設備であること。

（1）換気には、機械的換気設備を設けることが望ましいが、自然換気の場合は、換気に有効な開口部を他の排気の影響を受けない位置に設置すること。

（2）ガスや灯油などを使用する暖房器具または給湯設備は、密閉型または半密閉型のものであること。

- 従業者の手洗い設備を設けること。

ただし、建物構造上により施設内に給排水の配管ができない商業施設等の場合においては、建物内の共同部分の手洗い設備を使用すること。

- 器具等洗い場は、流水装置とすること。

ただし、建物構造上により施設内に給排水の配管ができない商業施設等の場合においては、建物内の共同部分の流水装置を使用すること。

- 作業場には、器具・用具類を消毒する設備を設けること。

ただし、建物構造上により作業場内に消毒設備の設置ができない商業施設等の場合においては、建物内の共同設備も使用して対応すること。

- 皮膚に接する器具類を、消毒済みのものと未消毒（使用済み）のものとを区別し、それぞれの収納ケースを備えること。

- 器具類、布片類は、十分な量を備えること。

- 作業に伴って出る廃棄物等を入れるためのふた付きの専用容器を備えること。

111. トイレには専用の手洗い設備を備えること。

なお、商業施設等の場合においては、建物内の共同トイレを使用すること。

第4 管理

1. 施設、設備および器具・用具の管理

(1) 施設は、常に清潔を保持し、衛生上支障のないようにすること。

(2) 従業者の数に応じ、適当な広さの更衣等を行うことのできる休憩室を設けること。

ただし、施設内に休憩室の設置ができない商業施設等の場合においては、建物内の更衣室や共同休憩室の利用で対応すること。

(3) 作業場内には、不必要的物品等を置かないこと。

(4) 施設内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く）、猫等の動物を入れないこと。

(5) 器具類、布片類、その他の用具類の保管場所は、常に清潔に保つこと。

(6) 作業場内の照明器具は、清掃等により清潔を保持し、常に適正な照度維持に努めること。

(7) 作業場内の換気装置は、定期的に点検・清掃を行うこと。

(8) 手洗い設備には、手洗いに必要な石けん、消毒液等を備え、清潔に保持し、常に使用できる状態にしておくこと。

(9) 施設内は常に清潔に保持し、廃棄物等の処理を適切に行い、お客様や近隣に不快感を与えることのないようにすること。

(10) 施設内の器具類および電気器具類は、常に点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修し、適正に使用できるように整備しておくこと。

(11) 紫外線消毒器は、常に清潔に保持し、85 μW/cm² 以上の紫外線照射が得られるように管理すること。

(12) 洗浄および消毒済みの器具類は、使用済みの物と区別し、収納容器等に保管すること。

(13) 使用する薬品類および材料は、所定の場所に保管し、その取り扱いには十分注意すること。

(14) 清掃器具は、専用の場所に保管すること。

(15) トイレは、常に清潔に保持し、定期的に殺虫処理および消毒をすること。

2. 従業者の管理

(1) 認定サロンは、安全で安心な膣ケアサービスが衛生的に行われるよう、衛生管理責任者と共に、常に従業者の衛生教育に努めること。

(2) 認定サロンは、従業者に定期的に健康診断を受診させ、健康状態を管理すること。

(3) 衛生管理責任者は、常に従業者の健康管理に注意し、伝染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者の業務をただちに禁止し、当該疾患が治癒するまで業務に従事させないこと。また、結核等の伝染性の強い疾患等の場合は、行政当局の指導を仰ぐこと。

第5 自主的管理体制

1. 認定サロンは、施設ごとに衛生管理責任者を定めること。

2. 衛生管理責任者は、衛生管理のマニュアルを用いて、従業者に内容を周知徹底すること。

3. 衛生管理責任者は、認定サロンの指示に従い、責任を持って衛生管理に務めること。

4. 従業者は、施術に使用する材料の用途および成分を把握し、適正に取り扱うこと。

5. 従業者は、膣ケアサービスを行うに当たり、事前にお客様の膣周りの病気とトラブル、感染性疾患および

皮膚疾患等の治療中か、アレルギー体質か、敏感肌か、カブレの有無などを確認すること。

6. 従業者は、膣ケアサービスの施術を受けられたお客様に対して、定期的なメンテナンスの必要性やアフターケア、並びにホームケアにおける注意事項を正確に伝えること。
7. 従業者は、お客様が膣ケアサービス中に体調を崩したり、施術部位に異常を生じた場合、ただちに施術を中止し、場合によっては皮膚科専門医の診断を受ける等の適切な処置をすすめること。

第6 衛生管理責任者の責務

衛生管理責任者は、施設・設備・器具等に関する衛生管理について、認定サロンに助言するとともに、従業者の健康管理に留意し、更には、従業者が本基準を遵守できるよう指導する役割を担う。

1. 衛生管理業務に関する事項

- (1) 従業者が感染性疾患にかかっていないかどうか等、毎日、健康状態を確認すること。
- (2) 施設、設備、器具等の衛生全般について、毎日、点検管理すること。
- (3) 作業場内の採光、照明および換気を十分にすること。
- (4) 作業場内は、適温、適湿に保持すること。
- (5) 作業場内の器具・用具類を消毒するスペース等には、関係者以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (6) 外傷に対する救急処置に必要な薬品および衛生材料を常備すること。
- (7) お客様に感染性疾患もしくはその疑いのある場合、または施術部位に皮膚疾患もしくはその疑いのある場合等は、皮膚科専門医の診断をすすめ、施術をお断りすること。

2. 従業者に関する事項

- (1) 常に清潔な外衣を着用し、衛生に留意すること。
- (2) 常に身体を清潔に保ち、身だしなみに配慮すること。
- (3) 所定の場所以外で着替え、喫煙及び食事をしないこと。
- (4) お客様ごとの施術前および施術後に手指の衛生措置（石けん等を用いた洗浄）を講じ、施術前には消毒を行うこと。
- (5) 皮膚に接する器具類は、お客様ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- (6) 調整した消毒液は、使用しやすい適正な場所に置くこと。
- (7) 皮膚に接する器具類は、使用後速やかに洗浄し、適正な消毒を行うこと。
- (8) 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、お客様ごとに取り替えること。
- (9) 使用後の布片類は、洗剤等を使用し、水または温湯で洗浄すること。
- (10) 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、お客様ごとに取り替えまたは洗浄し、常に清潔に保つこと。
- (11) 施術に使用する材料の用途および成分を把握し、適正に取り扱うこと。
- (12) 作業に伴って生ずる廃棄物等は、その都度、ふた付きの専用容器に入れ、適正に処理すること。

第7 消毒

別途定めている、消毒マニュアルの方法に従い、消毒を行うこと。